

社会医療法人制度の概要

- 社会医療法人は、平成18年医療法改正において、公立病院改革が進む中で、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって、不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化された(都道府県知事の認定)。
- 社会医療法人が開設する医療機関における医療保健業の法人税等は非課税となっている。

都道府県知事
の認定



医療審議会

審査

法人運営の安定化

- 認定要件
- 役員、社員等については、親族等が3分の1以下であること
 - 定款又は寄附行為において、解散時の残余財産を国に帰属する旨定めていること
 - 救急医療等確保事業を実施していること

- 法人が開設する医療機関における医療保健業の法人税非課税
- 救急医療等確保事業を行う病院・診療所の固定資産税等の非課税

収益事業の実施

社会医療法人債の発行

社会医療法人

公立病院等

医療計画に記載された
救急医療等確保事業

医療法 第30条の4
第2項第5号

- イ 救急医療
- ロ 災害時における医療
- ハ へき地の医療
- ニ 周産期医療
- ホ 小児医療
(小児救急医療を含む)

公立病院等との新たな
役割分担・連携の構築